

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項目名	スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充		
税目	所得税・法人税 租税特別措置法第68条の2の2 租税特別措置法施行令第39条の34の3		
要望の内容	スピノフを行う企業に持分を一部残す場合の課税の特例措置について、段階的に事業を切り出そうとする企業の利便性向上に向けて、恒久化等の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ること等により、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。</p> <p>特に、スピンオフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。</p> <p>スピンオフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピンオフの実施の円滑化のための所要の措置を講ずることで、大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事業環境が急速に変化する中で、事業切出し等による、ポートフォリオの見直しの重要性が一層高まっている。</p> <p>令和3年6月にはコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポートフォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたこと等を受け、上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。</p> <p>こうした中で、スピンオフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、事業ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の一つとなるとともに、大企業内の成長事業を切り出しスタートアップとして創出することにもつながる。</p> <p>特に、スピンオフを行う企業に持分を一部残すパーシャルスピンオフは、切り出される子会社が元親会社のブランドやシステムの継続利用等を必要とする等、事業切出し時点で完全に資本関係を解消することが難しい日本の大企業の実態と合致しており、事業切出しを促進する上で意義があることから、令和5年度税制改正においてパーシャルスピンオフを適格株式分配とする1年間の特例措置が創設されたところ。今年に入り、パーシャルスピンオフを含め、スピンオフの検討を複数企業が公表する等、企業によるスピンオフ検討が加速しており、本税制の創設は重要な契機となっている。</p> <p>他方、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間を要する。令和6年度以降も引き続き企業価値向上に向けた事業再編を促進するためには、子会社の段階的な分離・独立を検討する幅広い企業がスピンオフを活用し、大企業が有する人材や技術等の資源の潜在能力を発揮できる環境を整備することが重要であることから、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずる。</p>
<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 年計画の推進</p> <p>2. スタートアップ育成 5 年計画の推進</p> <p>(6) オープンイノベーションの推進</p> <p>③組織再編の更なる加速に向けた検討</p> <p>大企業が有する経営資源(人材、技術等)の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出のため、スピンオフを行う企業に持分を一部残す場合についても課税の対象外とした。</p>

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	政策の達成目標	スピンオフを行う企業に持分を一部残す場合について所要の措置を講ずること、事業再編を促進する。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定め無し
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	持分を一部残すスピンオフに関する課税の特例措置は令和5年4月1日からの適用であり、現時点で、特例措置の適用要件である事業再編計画の認定に至った案件はない。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を目的としており、切り離す事業の成長発展や新規性に関する要件が設けられた時限措置である。他方、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となり、1年間という時限措置では企業の検討が難しいことや、スピンオフは様々な企業が実施し得る事業再編手法であることを踏まえ、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずることが有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とするものである。 本措置の存置によって、子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピンオフの活用が広がり、大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を加速することができる。 その上で、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることから、制度の存続に関する企業の予見可能性を確保するため、恒久化が妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和5年度：0件（令和5年8月時点）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を講じた結果として、今年度に入って持分を一部残すスピンオフの検討を公表した企業が出てきており、手段として有効。
	前回要望時の達成目標	認定株式分配に係る事業再編計画の認定件数：1件以上 認定株式分配の検討を公表した企業数：3件以上
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	持分を一部残すスピンオフに関する課税の特例措置は令和5年4月1日からの適用であり、現時点で、特例措置の適用要件である事業再編計画の認定に至った案件はない。 他方、特例措置の適用を前提とした持分を一部残すスピンオフの検討を公表した企業が存在するため、今後の適用が見込まれる。
これまでの要望経緯	<p>平成29年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピンオフのための税制創設。</p> <p>平成30年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。</p> <p>令和4年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。</p> <p>令和5年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。租税特別措置法で1年間の時限措置が実現。</p>	